

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	生活保護法に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、生活保護法に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

○生活保護事務では、システムの保守を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、受託業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また、承諾のない再委託を禁止している。  
○内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより操作者を限定している。

## 評価実施機関名

大田市長

## 公表日

令和5年1月27日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護法に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>&lt;実施主体:大田市福祉事務所&gt;          上記の法律及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>1)          ①保護の実施に関する事務          ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務          ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務          ④保護の停止又は廃止に関する事務          ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務          ⑥保護に要する費用の返還に関する事務          ⑦徴収金の徴収に関する事務          ⑧進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>2)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を実施することに関する事務          ・医療扶助のオンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う。(生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報/医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)</p> <p>&lt;委託元:大田市福祉事務所&gt;          ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理          委託先である社会保険診療報酬支払基金は、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、大田市福祉事務所から委託区画に連携した被保護者の情報(個人番号を含む)を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務          委託先である社会保険診療報酬支払基金は、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。</p> <p>③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等          委託先である社会保険診療報酬支払基金は、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムからの機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護システム</li> <li>・ID連携サーバ(中間サーバー連携/団体内統合宛名システム)</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・統合専用端末</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイルシステム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項番:15          ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第5号 ○番号法第19条第8号 別表第二 &lt;情報提供の根拠&gt; ○番号法別表第二 項番:9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59の3条</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt; ○番号法別表第二 項番:26 ○別表第二省令第19条</p>
---------	---

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部総務課法令係 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111 TEL:0854-83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同じ

## II しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b>		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部総務福祉課	健康福祉部地域福祉課	事後	組織の改編
平成29年11月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務福祉課長 大谷 積	地域福祉課長 和田 二郎	事後	人事異動
令和1年5月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 大田市は、上記の法律及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 大田市は、上記の法律及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	法令改正のため
令和1年5月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119	9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119	事後	法令改正のため
令和1年5月20日	I-5-② 所属長の役職名	地域福祉課長 和田 二郎	地域福祉課長	事後	様式変更のため
令和1年5月20日	IVリスク対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	様式変更のため
令和3年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) 別表第二<別表第二における情報提供の根拠> 項番:9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119	○番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限) 別表第二<別表第二における情報提供の根拠> 項番:9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120	事後	法令改正のため
令和5年1月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 大田市は、上記の法律及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 <実施主体:大田市福祉事務所> 上記の法律及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1) ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの。
令和5年1月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追記	2)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を実施することに関する事務 ・医療扶助のオンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う。(生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報/医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。)	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	追記	<p>&lt;委託元:大田市福祉事務所&gt;  ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理  委託先である社会保険診療報酬支払基金は、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、大田市福祉事務所から委託区画に連携した被保護者の情報(個人番号を含む)を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。  ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務  委託先である社会保険診療報酬支払基金は、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。  ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等  委託先である社会保険診療報酬支払基金は、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムからの機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。</p>	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの。
令和5年1月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	生活保護システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護システム</li> <li>・ID連携サーバ(中間サーバー連携/団体内統合宛名システム)</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・統合専用端末</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ul>	事前	医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの。
令和5年1月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8項(特定個人情報の提供の制限) 別表第二  &lt;別表第二における情報提供の根拠&gt;  項番:9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120  &lt;別表第二における情報照会の根拠&gt;  項番:26</p>	<p>○番号法第19条第5号  ○番号法第19条第8号 別表第二  &lt;情報提供の根拠&gt;  ○番号法別表第二 項番:9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120  ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)  第8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59の3条  &lt;情報照会の根拠&gt;  ○番号法別表第二 項番:26  ○別表第二省令第19条</p>	事前	法令改正及び医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの。
令和5年1月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象事務の対象人数は何人か いつ時点の計数	平成27年6月1日時点	令和5年1月1日時点	事前	
令和5年1月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 評価対象事務の対象人数は何人か いつ時点の計数	平成27年6月1日時点	令和5年1月1日時点	事前	